

大潟村役場からのお知らせ

マイナ保険証利用時には
マイナンバーカードと
電子証明書の有効期限をご確認ください！

マイナンバーカードと電子証明書(マイナンバーカードに搭載)には以下のとおり有効期限があります。



マイナンバーカードの有効期限

発行日から10回目の誕生日まで
(18歳未満の方は5回目の誕生日まで)

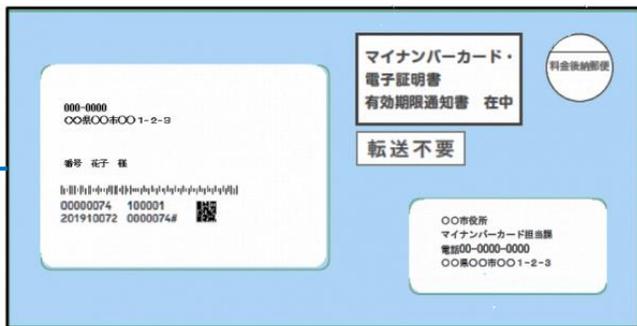
電子証明書の有効期限

発行日から5回目の誕生日まで

マイナンバーカードの電子証明書は、「健康保険証」「証明書コンビニ交付サービス」「マイナポータルログイン」「e-TAX(税の電子申告)」等で利用しています。電子証明書の有効期限を迎えると各種サービスの利用ができなくなります。

※本人確認書類としての利用はマイナンバーカードの有効期限を迎えるまで可能です。

有効期限の2～3か月前に「**マイナンバーカード・電子証明書有効期限通知書** 在中」と記載された封筒(青色)が郵送されます。



マイナンバーカードが有効期限を迎える場合

スマートフォン・郵送または役場にて新しいマイナンバーカードを申請してください。

電子証明書のみ有効期限を迎える場合

役場で電子証明書の更新をしてください。手続きには、**暗証番号(6～12桁の英数字のものと数字4桁のもの)**が必要です。

お問い合わせは